

第6回町議会と語ろう会 議会基本条例（案）について

各班意見集約

【1班】

- ・基本条例をつくることは良いことである。
- ・地方自治法には明記されていないのか。

【2班】

- ・資料を参加時に渡されて、意見などは言えない。事前に参加できる人に配布されるなどしてほしかった。
- ・基山町の議員定数は、地方議会制度（自治議会法）の人口割りでいけば12人ではないか？
- ・第4章に、すでに決まっている議会と町長の権限について明記してはどうか。

【3班】

- ・議会改革を行うことにより、町民にはどのようなメリットがあるのか。
- ・議会改革の取り組みは様々あると思うが、その優先順位が定まっていないのでは。
- ・町民の声を聴くと言われるが、いつまで聞くのか。
- ・個々の議員の活動が分からない。
- ・前回も前述のような意見を申ししたが、進んでいないように思える。
- ・議会改革で行ってきたことについては、検証できる数字等が公表されていないので意見を求められても、意見が出せない。
- ・基山町が議長の許可なしで傍聴できるようになったのはいつ頃からか。
- ・議会改革については、目標値（工程表）を設定し達成状況を公表してほしい。
- ・今までやってきたことを明文化することが大事である。
- ・明文化されたことによって町民が、議会・各議員の活動・行動・素行を評価できる判断材料ができたと理解してよいか。
- ・抽象的な表現はやめて具体的に示してほしい。
- ・昨年も提案したが、議員定数を減らし議員報酬を上げて若手議員が参加しやすい議会とならないか。
- ・現状の報酬で議会改革ができるのか。
- ・議員の副業を認めるような国の法改正の動きに対しても、国に働きかけ下支えして、この問題を解決して行くべきだ。
- ・今の議員定数が多いか少ないかは判断できないが、議員報酬は安いと考えている。
- ・議員定数及び報酬については、データ等が示されていないので、ここで議論しても結論は出ないと思う。
- ・町議選は無投票ではなく選挙になるべきと思う。

- ・ 請願及び陳情について議会の取扱いはどのようになっているのか。
- ・ まちづくり提案書と請願及び陳情の違いは。
- ・ 議会には請願及び陳情を行う場合の書式があるのか。
- ・ 行政に提出するまちづくり提案書を、議会でも関連があれば請願及び陳情と捉え反映していただきたい、できれば4条の中に入れてほしい。
- ・ 議会は、請願及び陳情の取り扱いの結果を提出者に返答しているのか。
- ・ 請願と陳情はどのような違いがあるのか。
- ・ 請願した人などは議会の傍聴はできるのか。
- ・ 今日、議論の中で出た政策に関する提案は議会に報告され、議会で議論されるのか。
- ・ 政策提案とは具体的にはどのようなものなのか。
- ・ 4条4項で、議会は意見交換を通じて広く町民の意見を聴取し、政策提案を行うとしているが、年に1回位の開催では聴取できない。最低年3回は必要では。
- ・ 定例会の間の期間で3回位は開催の必要があると考える。
- ・ 議会の傍聴者が少ないのは議員の責任と考える。
- ・ 第8章の災害時の議会対応はどのようなことがあるのか。
- ・ 大きい災害時を想定した条例案なのか。
- ・ 行動基準などはすぐにも作成できるのではないか。
- ・ 作成できないとしたら議員のやる気の問題ではないか。
- ・ 朝倉の水害規模を想定して、行動基準は作成したら良いと思いますが。
- ・ 議会基本条例を作ることによって、議員の何がどうかわるのか。
- ・ 議長宛てに提出した災害に関する意見書の内容が、11月でも定まっていけないのはおかしいのでは。
- ・ 災害時の議会対応で、選挙時に災害が起きた場合については考えられているか。

【4班】

- ・ 会場での内容説明が難しかった。もっとかみ砕いて説明してほしい。
- ・ 内容を確認する時間が少ない。今回の開催前に資料（条例）を確認できればよかった。
- ・ 条例の中の「別に定める」の内容が分からない。
- ・ 第10章 第20条「この条例の研修を行わなければならない」・・・この研修だけでいいのか。
- ・ 「～は議長が別に定める」等、条例を変更するときの基準が分かりにくい。
- ・ 定数13人を10人にしてもいいと思う。報酬を上げ、専門性のある議員の起用を。
- ・ 選挙があるだけの定数でいい。
- ・ 議員に多様性を（年代別・女性等）。
- ・ 議員提案を行ってほしい。
- ・ ボランティア議会などの組織改革はできないのか。

【5班】

- ・一般質問において、執行部が検討しますと答弁した場合は経過を把握しているのか、再度一般質問してほしい。
A：経過はどうなったかを追求する場合もある。または再質問する場合もある。
- ・議会審議において結論が出なかった場合はどう対応しているのか。
A：継続審議として次期に審議を行う。
- ・9区では戸数が多く区外の人が多くいる。区費の徴収も大変であるが、誰がどこに住んでいるのか分からない。一番怖いのは災害発生時に住民の安否確認ができない。行政として、転入時に必ず行政組合に入るように強く指導してほしい。

アンケート集約

- ・前もって知らせていただいていると少しは意見交換もできていいのでは。
- ・きちんと整備されている。活用をお願いしたい。
- ・早急に細かく条例を作してほしい。
- ・具体化案（何回、いつ頃等を入れてほしい）。
- ・真剣に検討されていると感じました。ぜひ、実効あるものにしてください。
- ・説明してもらって勉強になりました。
- ・あんまり、抽象的な表現、説明を受けなければ理解できない表現はしてもらいたくない。
たとえば、①議会は～議会機能を的確に～→〇〇的確に～とはどういうこと？②議会は～を開催し、～し、政策提案を行う～。→～を〇〇/年開催し、～〇〇××の賛成をもって政策提案～。
以上のような文章の見直しをやってほしい。
- ・まだ読んでないので今時点では何とも言えません。
- ・条例はあるものと思っていました。
- ・必要な条例です。ただ修正、改定は可能にして、もっと良い条件に作ってほしいと思います。
- ・頑張ってください。
- ・第8章防災で避難所は「男女別にする」項目を入れてほしい。
- ・時間をかけて策定されたので良いと思いました。
- ・基山町民にとっての理念に基づく条例として効力あるものにしてほしい。
- ・資料を詳細に見た上で…。
- ・内容についてはないです。
- ・全体を一読しないと良く分からない。
- ・町民の為に改善点また実績も一覧表で提示して下さい。
- ・町議の運営に対してより良いほうであればOK。